

○国立大学法人筑波技術大学修学支援基金規程

〔平成28年9月28日〕
規程第27号

国立大学法人筑波技術大学修学支援基金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学基金規則第4条第2項に基づき、筑波技術大学修学支援基金(以下「修学支援基金」という。)の取扱について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 経済的理由により修学が困難な筑波技術大学の学生に対する支援を行う事業に充当する目的の寄附を募集し、及び管理するため、修学支援基金を置く。

(使途)

第3条 修学支援基金は、以下の使途に充当するものをもって構成する(学校の入学に関して寄附されたものを除く)。

- (1) 授業料相当額の一部を支援し、学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- (2) 学資を給付するもの
- (3) 教育研究上の必要があると認められた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの
- (4) 学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの

(事業)

第4条 修学支援基金は、第2条の目的を達成するため、別に定める事業を行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、修学支援基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月28日から施行する。